

## 兵庫医科大学医学会運営委員会規程

第1条 本規程は、兵庫医科大学医学会会則第9条第2項に基づき運営委員会（以下「委員会」という。）について定める。

第2条 委員会は、会則第4条に基づく次の事業について企画、実行する。

- 1 総会及び学術集会の開催
- 2 機関誌（兵庫医科大学医学会雑誌）の編集及び発行
- 3 その他

② 機関誌の編集、発行に関しては別に定める。

第3条 委員会は、評議員が互選した10名をもって組織する。

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

② 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

② 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事を統括する。

第6条 委員会は、必要に応じ随時開くものとする。

② 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第7条 委員会の事務は大学事務部において行う。

附 則

この規程は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。